日本工業大学学則

第１章　総　　則

（目的）
第１条　本大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価等）
第２条　本大学は、常に教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、その教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
２　前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。
３　本大学は、第１項の点検及び評価の結果について、７年以内の期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。
４　本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

（組織的研修等）
第２条の２　本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
２　本大学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前項に規定する研修を除く。）の機会を設け、その他必要な取組を行うものとする。

（名称）
第３条　本大学は、日本工業大学と称する。

（位置）
第４条　本大学は、埼玉県南埼玉郡宮代町学園台４丁目１番１号に設置する。

第２章　学部・学科の組織、修業年限、定員、目的等

（学部・学科）
第５条　本大学に次に掲げる学部・学科を置く。
　基幹工学部
　　機械工学科、電気電子通信工学科、応用化学科
　先進工学部
　　ロボティクス学科、情報メディア工学科
　建築学部
　　建築学科

（学部の目的）
第６条　基幹工学部は本大学の建学の精神及び理念に則り、永続的な基幹工学分野の科学技術の理論と実践を教授研究するとともに、幅広い教養と豊かな創造性のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。
２　先進工学部は、本大学の建学の精神及び理念に則り、先進的な分野の科学技術の理論と実践を教授研究するとともに、幅広い教養と豊かな創造性のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。
３　建築学部は、本大学の建学の精神及び理念に則り、建築及び生活環境分野の科学技術の理論と実践を教授研究するとともに、幅広い教養と豊かな創造性のある人材を育成し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

（学部・学科の教育目標、入学者受入方針、教育課程の編成方針、卒業認定・学位授与方針）
第６条の２　本大学各学部・各学科の教育目標、入学者受入方針、教育課程の編成方針、卒業認定・学位授与方針については、別に定める。

（入学定員及び収容定員）
第７条　本大学の学部・学科の入学定員及び収容定員は、別表１のとおりとする。

（修業年限及び在学年数）
第７条の２　本大学各学部の修業年限は４年とする。ただし、在学年数は８年を超えることはできない。

第３章　学年、学期及び休業日

（学年）
第８条　本大学の学年は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。ただし、第９条に規定する秋学期に入学した者の学年は、別に定める。
２　１年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（学期）
第９条　学年は次の２期に分ける。ただし、必要に応じ学長は各学期の授業開始日及び終了日を教授会の議を経て変更することができる。
春学期　　４月１日から９月20日まで
秋学期　　９月21日から翌年３月31日まで

（休業日）
第10条　休業日は次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、臨時に休業し、また休業日に授業を行うことがある。
（１）日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日
（２）本学園創立記念日　６月29日
（３）春季休業日、夏季休業日、冬季休業日　別に定める日

第４章　教育課程及び履修方法

（授業科目）
第11条　各学部・学科の授業科目は、共通教育科目及び専門科目に分ける。

（教育課程）
第12条　各学部・学科の教育課程は、各授業科目を原則として必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。
２　授業科目及び単位数は別表２のとおりとする。

（単位）
第13条　前条に規定する授業科目に対する単位数は、１単位に必要な学修時間を授業時間及び授業時間外を合わせて45時間を標準とし、次に掲げる基準により計算する。
（１）講義及び演習については、15時間の授業を１単位とする。ただし、30時間の授業を１単位とすることがある。
（２）実験実習、製図及び体育実技については、30時間の授業を１単位とする。ただし45時間の授業を１単位とすることがある。
２　本大学が、一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項第１号及び第２号に規定する基準を考慮して本大学が定める時間の授業をもって１単位とする。
３　第１項及び第２項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業計画等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与するものとし、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

（メディアを利用して行う授業）
第13条の２　メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパーソナルコンピュータその他双方向の通信手段によって行う。
２　前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

（各授業科目の授業期間）
第13条の３　各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

（卒業に必要な単位数）
第14条　卒業に必要な単位数は、所定の科目を含め、合計 124単位以上を修得しなければならない。ただし、自由科目及び教職に関する専門教育科目の単位数は卒業に必要な単位数には含めない。

（教員免許状）
第15条　本大学において、教員免許状取得の所要資格を得ようとするときは、第26条に定める卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
２　本大学の各学部・学科において取得できる教員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学　　科	教員免許状の種類	
基幹工学部	機械工学科	中学校教諭一種免許状	数学
		中学校教諭一種免許状	技術
		高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子通信工学科	中学校教諭一種免許状	数学
		中学校教諭一種免許状	技術
		高等学校教諭一種免許状	工業
	応用化学科	高等学校教諭一種免許状	工業
先進工学部	ロボティクス学科	中学校教諭一種免許状	技術
		高等学校教諭一種免許状	工業
	情報メディア工学科	中学校教諭一種免許状	数学
		中学校教諭一種免許状	技術
		高等学校教諭一種免許状	工業
建築学部	建築学科	中学校教諭一種免許状	数学
		中学校教諭一種免許状	技術
		高等学校教諭一種免許状	工業

（履修届）
第16条　学生は、毎学期の定められた期間に、当該学期に履修する科目を申告し、承認を得なければならない。

（履修方法）
第17条　授業科目の履修方法については、別に定める。

第５章　成績評価、卒業及び学位

（単位認定）
第18条　授業科目の単位認定は試験による。ただし、演習、実験実習、製図及び卒業研究（計画）等、その必要が認められる科目においては、担当教員の定めるレポート、論文または平常の成績をもって単位認定を行うことができる。
２　試験の施行につき必要な事項は、別に定める。

（試験期日）
第19条　試験は毎学期末に行う。
２　前項の定期試験のほか、臨時に試験を行うことがある。

（成績評価）
第20条　試験の成績は、秀・優・良・可・不可の５段階の評価とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不

合格とする。

第21条　削除

（再試験、追試験）
第22条　教授会において必要と認めたときには、不合格の科目については再試験を行い、また止むを得ない事由によって試験を受けることのできなかった科目については追試験を行う。

（成績評価基準等の明示）
第22条の２　本大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに１年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　本大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第23条　教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生が当該他大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）
第24条　教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
２　前項により与えることができる単位数は、前条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）
第25条　教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位数を含む。）を、教授会の議を経て、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第１項に規定する学修を、教授会の議を経て、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
３　前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第29条に規定する編入学等の場合を除き、本大学において修得した単位以外のものについては、第23条並びに前条第１項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（修業年限の通算）
第25条の２　大学の学生以外の者で本大学において一定の単位を修得した者が、本大学に入学する場合において、当該単位の修得により本大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て本大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、第26条に規定する在学の年数の２分の１を超えないものとする。
２　前項の修業年限の通算は、科目等履修生として本大学において修得した単位数、その修得に要した期間その他大学が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

（卒業の要件）
第26条　本大学に４年以上在学し、第14条所定の単位数を修得した者を卒業とする。
２　前項の規定にかかわらず、本大学が、文部科学大臣の定めるところにより、本大学の学生として３年以上在学した者で、卒業の要件として本大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合は、卒業を認めるものとする。
３　前項の取扱いは、別に定める。

（卒業時期）
第26条の２　卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

（学位）
第27条　本大学の卒業生には、次に掲げる学位を授与する。
　　基幹工学部　　学士（工学）
　　先進工学部　　学士（工学）
　　建築学部　　学士（工学）
２　学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　入学、編入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、転学部・転学科

（入学時期）
第28条　入学の時期は、学年または学期の始めとする。

（編入学）
第29条　編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
２　編入学の取扱いについては、別に定める。

（入学資格）
第30条　本大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
（１）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
（２）通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（３）外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
（８）学校教育法第90条第２項の規定により大学に入学した者であって、本大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
（９）本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
２　前項の規定にかかわらず、本大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校２年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、特に優れた資質を有すると認めるものを、入学させることができるものとする。
３　前項の取扱いは、別に定める。

（志願手続）
第31条　本大学に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添えて本大学の所定の手続きを完了しなければならない。

（入学許可）
第32条　前条の規定による志願者は、本大学所定の選抜試験に合格した者に限って入学を許可する。

（入学手続）
第33条　入学を許可された者は、別に定める入学金、授業料、実験研究費及び施設設備拡充費等を添えて本大学の所定の入学手続きを完了しなければならない。

（保証人）
第34条　入学者は入学手続きに際し、その保証人を定めなければならない。入学者の保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。本大学が保証人として不適当と認めたときには、その変更を命ずることができる。
２　保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負わなければならない。
３　保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務をつくせない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

４　保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

（休学）
第35条　病気その他の止むを得ない理由で引き続き３か月以上出席することができない者は、その理由を示す書類を添え、保証人連署で学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

（休学期間）
第36条　休学は、１年以上にわたることができない。ただし、特別な事情がある場合には引き続き休学を許可することがある。
２　休学期間は、通算して４年を超えることはできない。
３　休学期間は、第６条の在学年数に算入するが、第26条にいう在学の年数には算入しない。

（復学）
第37条　休学を許可された者は､休学期間満了とともに復学するものとし､その時期は学期のはじめとする。なお、引き続き、休学を希望する者は、第35条に定める手続きを取らなくてはならない。

（退学）
第38条　病気その他止むを得ない理由によって退学しようとする者は、その理由を付して保証人連署で学長に願い出なければならない。

（除籍）
第39条　本大学の学生で、次の各号の一に該当する者は、これを除籍することができる。
（１）在学期間が所定の年数を超えた者
（２）休学期間が所定の年数を超えた者
（３）削除
（４）学費等納付金を滞納し、督促を受けてもこれに応じない者
（５）死亡の届出があった者

（再入学）
第40条　正当な理由で退学した者が再入学を志願したときは、選考の上これを許可することがある。
この場合には既習の科目の全部又は一部の再履修をさせることがある。

（転学）
第41条　本大学の学生で他の大学に転学を希望する者は、その理由を付し保証人連著で学長に願い出て、その許可を得なければならない。

（転学部・転学科）
第41条の２　本大学の学部学生で、他学部の学科又は同一学部の他学科に転学部・転学科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。
２　転学部・転学科の取扱については、別に定める。

第７章　学費等

（入学検定料）
第42条　入学検定料は、別表３のとおりとする。

（学費）
第43条　学費は、別表４のとおりとする。
２　第９条に規定する秋学期より入学した者の授業料・実験研究費・施設設備拡充費の取り扱いについては別に定める。

（学費等の納入及び納入時期）
第44条　本大学の学生は、学費等を各学期の定める期日までに納入しなければならない。
２　各学期に納入する額については、別に定める。

（学費等の延納）
第44条の２　前条第１項にかかわらず、特別な理由により所定の期日までに学費等を納入できない者は、所定の手続きを経て学費等を延納することができる。
２　学費等の延納手続きについては、別に定める。

（休学者の学費等）
第45条　休学者が、学期の初めから休学した場合、休学期間中の学費を免除し、次の在籍料を徴収する。
　　在籍料　年間　15万円
　　学期　7万5千円
２　学期の途中から休学する場合は、その学期分の所定の学費を徴収する。

（停学、退学の場合の学費等）
第46条　停学又は退学の場合は、その日の属する学期分の学費等を納めなければならない。

（再試験、追試験の試験料）
第47条　再試験・追試験を受けようとする者は、所定の試験料を納入しなければならない。

（既納入金の取扱）
第48条　既納の入学金・授業料等の納入金は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第８章　賞　　罰

（表彰）
第49条　人物・学業とも優秀で他の学生の模範とするに足る者は、表彰することができる。
２　善行特に顕著な者は、選考の上適当な方法により表彰することができる。

（懲戒）
第50条　本大学学生にして本大学の定める諸規則に背き、又は学生の本分に反する行為があったときは、戒告・停学・退学の懲戒処分に付することができる。
　退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
（１）性行不良で改心の見込みがないと認められる者
（２）学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
（３）正当な理由なく出席常でない者
（４）本大学の秩序を乱し、その他本大学に在学させることが適当でないと認められた者
２　戒告・停学の懲戒処分は、前項各号の一に準ずる者に対して行う。
３　懲戒処分の手続きについては、別に定める。

（賞罰の審議）
第51条　賞罰は、教授会の審議を経て学長が決定する。

第９章　職員組織

（学長・副学長）
第52条　本大学に学長を置く。
２　学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
３　必要があるときは副学長を置くことができる。
４　副学長に関する事項は別に定める。

（学部長）
第52条の２　各学部に学部長を置く。
２　学部長に関する事項は別に定める。

（職員）
第52条の３　本大学に教育職員、事務職員、技術職員及び労務職員を置く。
２　教育職員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
３　前２項に定めるもののほか、必要な職員を置くことができる。
４　工業技術博物館に館長、工業教育研究所・各ラボに所長、各センターにセンター長、各部に部長、各室に室長、各課に課長を置く。
５　前項のほか各部局に必要な職を置くことができる。
６　その他職員の職務は、学校教育法その他諸規程に定めるところによる。

第10章　教授会

（教授会）

第52条の４　本大学に教授会を置く。
２　教授会の運営等について、学則に定めるもののほかは、別に定めるところによるものとする。

（教授会の構成）
第53条　教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が認めた場合は、これ以外の者を加えることができる。
２　教員人事に関する教授会は、学長及び専任の教授をもって構成する。

（議長）
第54条　教授会は、学長がこれを招集しその議長となる。

（議長の代理）
第55条　学長に事故あるときは、学長代行者又は学長の委任を受けた者が議長となる。

（構成員以外の出席）
第56条　学長は、必要と認めたときに構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

（審議事項）
第57条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
（１）学生の入学及び卒業
（２）学位の授与
（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項として、学長が教授会規程に定める事項
２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
３　教員人事に関する教授会は、次の事項を審議する。
（１）教授、准教授、講師及び助教の候補者選考に関する事項

（定足数）
第58条　教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
２　教員人事に関する教授会は、構成員の３分の２以上が出席しなければ開くことができない。

（議事録）
第59条　教授会は、その議事録を作成し、学長がこれを保管する。

第11章　科目等履修生・委託学生・研究生・特別聴講生

（科目等履修生）
第60条　本大学における授業科目のうち１科目又は数科目について履修を志願する者があるときは、学生の修業に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として許可することができる。
２　科目等履修生の履修については、第14条、第26条及び第27条の規定を除くほか、学部学生に関する規定を準用する。
３　前２項のほか、科目等履修生について必要な事項は、別に定めるところによる。

（委託学生）
第61条　本大学に対し、外国政府・官公庁・民間会社等より委託学生として修学を志願する者があるときは、選考の上、委託学生として許可することができる。
２　委託学生の履修については、学部学生に関する規定を準用する。
３　委託学生は履修した科目について試験を受けなければならない。試験に合格した科目については証明書を交付する。

（研究生）
第62条　本大学において、特定課題について研究を志願する者があるときは、当該学科に支障がない場合に限り選考の上、研究生として許可することができる。
２　前項のほか、研究生について必要な事項は、別に定めるところによる。

（特別聴講生）
第62条の２　本大学は、他大学等との単位互換協定に基づき、特別聴講生として受入れを許可することができる。

２　前項に定めるほか、特別聴講生について必要な事項は、別に定めるところによる。

（科目等履修生等の学費等）
第63条　科目等履修生、委託学生及び研究生の検定料及び学費等は次のとおりとする。
（１）科目等履修生及び研究生

	科目等履修生
検　定　料	１万５千円
履修許可料	２万円
履　修　料	３万円（１単位）

	研　究　生
入学検定料	３万円
研究許可料	２万円（入学時）
研　究　料	18万円（学期）

（２）委託学生
委託学生の検定料及び学費等は学部学生に準ずる。

第12章　大学院

（大学院）
第64条　本大学に大学院を置く。
２　大学院については、別に定める。

（専門職大学院）
第64条の２　本大学院に専門職大学院を置く。
２　専門職大学院については、別に定める。

第13章　留学生別科

（留学生別科）
第65条　本大学に留学生別科を置く。
２　留学生別科については、別に定める。

第14章　公開講座

（公開講座）
第66条　本大学に公開講座を置くことができる。
２　公開講座については、別に定める。

第15章　附属施設

（ＬＣセンター）
第67条　本大学にライブラリー＆コミュニケーションセンター（以下、ＬＣセンターという）を置く。
２　ＬＣセンターについては、別に定める。

（工業技術博物館）
第68条　本大学に工業技術博物館を置く。
２　工業技術博物館については、別に定める。

（工業教育研究所）
第69条　本大学に工業教育研究所を置く。
２　工業教育研究所については、別に定める。

（健康管理センター）
第70条　本大学に健康管理センターを置く。
２　健康管理センターについては、別に定める。

（生涯学習センター）
第71条　本大学に生涯学習センターを置く。
２　生涯学習センターについては、別に定める。

（機械実工学教育センター）
第72条　本大学に機械実工学教育センターを置く。
２　機械実工学教育センターについては、別に定める。

（先端材料技術研究センター）
第73条　本大学に先端材料技術研究センターを置く。
２　先端材料技術研究センターについては、別に定める。

（建築技術センター）
第74条　本大学に建築技術センターを置く。
２　建築技術センターについては、別に定める。

（産学連携起業教育センター）
第75条　本大学に産学連携起業教育センターを置く。
２　産学連携起業教育センターについては、別に定める。

（スチューデントラボ）
第76条　本大学にスチューデントラボを置く。
２　スチューデントラボについては、別に定める。

（学修支援センター）
第77条　本大学に学修支援センターを置く。
２　学修支援センターについては、別に定める。

（教職教育センター）
第78条　本大学に教職教育センターを置く。
２　教職教育センターについては、別に定める。

（英語教育センター）
第79条　本大学に英語教育センターを置く。
２　英語教育センターについては、別に定める。

（総合研究センター）
第80条　本大学に総合研究センターを置く。
２　総合研究センターについては、別に定める。

（インテリアデザインラボ）
第81条　本大学にインテリアデザインラボを置く。
２　インテリアデザインラボについては、別に定める。

（地域連携センター）
第82条　本大学に地域連携センターを置く。
２　地域連携センターについては、別に定める。

（人と暮らしの支援工学センター）
第83条　本大学に人と暮らしの支援工学センターを置く。
２　人と暮らしの支援工学センターについては、別に定める。

（理工学教育（ＳＴＥＭ）センター）
第84条　本大学に理工学教育（ＳＴＥＭ）センターを置く。
２　理工学教育（ＳＴＥＭ）センターについては、別に定める。

第16章　厚生施設

（厚生施設）
第85条　本大学に厚生施設を置く。
２　厚生施設については、別に定める。

第17章　補　　則

（学則の改廃）
第86条　この学則の改廃は、教授会の審議を経て、学長及び理事会の承認を得て理事長が決定する。

付　則
１　この学則の施行に必要な細則は、別に定める。
２　この学則は、昭和42年４月１日から実施する。

付　則
この学則は、昭和44年４月１日から実施する。

付　則
この学則は、昭和46年４月１日から実施する。

付　則
この学則は、昭和48年４月１日から実施する。

付　則
この学則は、昭和49年４月１日から実施する。ただし、第45条については昭和49年度の入学者に適用し、その他の在学生は従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和50年４月１日から実施する。ただし、第45条については昭和50年度の入学者に適用し、その他の在学生は従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和51年４月１日から実施する。ただし、第45条については昭和51年度の入学者に適用し、その他の在学生は従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和52年４月１日から実施する。ただし、第43条については、昭和52年度入学志願の者に適用し、第45条については昭和52年度入学者に適用する。その他の在学生は従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和53年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定については、昭和52年度以降の入学者に適用し、その他の在学生については従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和54年４月１日から実施する。ただし、第43条については昭和54年度入学志願の者に適用し、第45条については昭和52年度以降の入学者に適用する。その他の在学生は従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和55年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定については、昭和52年度以降の入学者に適用し、その他の在学生については従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和56年１月１日から実施する。ただし、第10条の２改正別表及び第45条改正規定は、昭和56年４月１日から実施する。
なお、第45条の規定は、昭和52年度以降の入学者に適用し、その他の在学生については従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和57年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定は、昭和57年度入学者に適用し、昭和52年度から昭和56年度までの入学者については、授業料、実験研究費及び施設拡充費の額をそれぞれ33万９千円、５万３千円及び15万円と読み替えるものとし、その他の在学生については従前どおりとする。

付　則
この学則は、昭和58年４月１日から実施する。ただし、第43条の規定は昭和58年度入学志願の者から適用し、第45条の規定中入学金については昭和58度入学者から適用する。
なお、昭和56年度以前の入学者の授業料、実験研究費及び施設拡充費の額はそれぞれ36万１千円、５万４千円及び15万円とする。

付　則

この学則は、昭和59年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって、昭和56年度以前の入学者については授業料、実験研究費及び施設拡充費の額はそれぞれ37万６千円、５万５千円及び15万円とする。

なお、第79条の改正規定は、昭和58年10月１日から適用する。

付　則

この学則は、昭和60年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって昭和59年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

この学則は、昭和61年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって昭和59年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

なお、改正後の第14章以下の規定は、昭和60年４月１日（第82条第６号については昭和60年７月１日）から適用する。

付　則

この学則は、昭和62年４月１日から実施する。ただし、第43条の規定は、昭和62年度入学志願の者から適用し、第45条の規定の適用に当たって昭和61年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

この学則は、昭和63年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって、昭和62年度以前の入学者については、別に定めるところによる。（入学金については、昭和63年度入学者から適用する。）

なお、改正後の第85条の規定は、昭和62年４月１日から適用する。

付　則

この学則は、平成元年４月１日から実施する。ただし、第45条の規定の適用に当たって、昭和62年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成２年４月１日から実施する。ただし、改正後の第43条の規定は平成２年度入学志願の者から適用する。また、同じく改正後の第45条の規定の適用に当たって、平成元年度以前の入学者については別に定めるところによる。（入学金については平成２年度入学者から適用）

2　改正後の第13条の規定は平成元年４月１日から適用する。

なお、平成２年３月31日に在学する者が教員免許状を取得しようとする場合の修得すべき当該教科及び教職に関する専門教育科目及び単位数は従前どおりとする。

付　則

1　この学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、第６条の規定にかかわらず平成３年度から平成11年度までの間システム工学科の入学定員は200名とする。

2　改正後の第45条の規定の適用に当たって、平成元年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成４年４月１日から施行する。ただし、第23条及び第24条の改正規定は、平成４年３月１日から適用する。

なお、第43条の改正規定は、平成４年度の入学志願者から適用し、また第45条の改正規定の適用に当たって平成３年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成５年４月１日から施行する。

2　第11条から第14条まで及び第17条の規定は、平成５年度の入学者から適用し、平成４年度以前の入学者については、従前の学則の定めるところによる。

3　第39条の規定の適用に当たって、平成４年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。ただし、第39条の改正後の規定の適用に当たって、平成４年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成７年４月１日から施行する。ただし、第７条の改正後の規定にかかわらず、平成７年度から平成11年度までの間システム工学科の入学定員は160名とし、情報工学科の入学定員は140名とする。

2　第11条、第12条、第14条及び第23条の規定は、平成７年度の入学者から適用し、平成６年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

3　第39条の規定の適用に当たって、平成４年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

4　第49条第３項の規定は平成６年７月１日から適用する。

付　則

1　この学則は、平成８年４月１日から施行する。ただし、改正後の第49条第３項の規定は平成７年６月１

日から適用し、第68条の規定は平成７年４月１日から適用する。
2　第39条の規定の適用に当たって、平成４年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

この学則は、平成９年４月１日から施行する。ただし、第42条の規定の適用に当たって、平成４年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

この学則は、平成10年４月１日から施行する。ただし、第42条の規定の適用に当たって、平成４年度以前の入学者については、別に定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成11年４月１日から施行する。ただし、第42条の規定の適用に当たって、平成４年度以前の入学者については、別に定めるところによる。
2　第78条の規定については、平成10年４月１日から適用する。

付　則

この学則は、平成12年４月１日から施行する。ただし、第７条の規定にかかわらず平成12年度から平成18年度までのシステム工学科及び情報工学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
システム工学科	158	638	156	634	154	628	152	620	150	612	150	606	150	602
情報工学科	216	636	212	708	208	776	204	840	200	824	200	812	200	804

付　則

1　この学則は、平成13年４月１日から施行する。ただし、第20条の規定は、平成13年度の入学者から適用するものとし、平成12年度以前の入学者については、従前の学則を適用する。
2　第26条第２項及び第３項の規定は、平成12年度の入学者から適用する。

付　則

この学則は、平成14年４月１日から施行する。ただし、改正後の第12条第２項別表「機械工学科専門科目」のうち「フレッシュマンゼミ　１」の増設については、平成13年４月１日から適用する。

付　則

1　この学則は、平成15年４月１日から施行する。ただし、第52条の規定は平成14年４月１日から適用する。
2　改正後の第11条の規定中「教養科目」は、平成15年度入学の学生から適用し、平成14年度以前に入学した学生については、「共通科目」とする。
3　第12条第２項別表に規定する授業科目及び単位数は、平成15年度入学の学生から適用し、平成14年度以前に入学した学生については、別に定めるものとする。

付　則

この学則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第12条第２項別表「情報工学科専門科目」のうち「コンピュータ科学基礎」の単位数の変更については、平成15年４月１日から適用する。

付　則

この学則は、平成17年４月１日から施行する。

付　則

この学則は、平成18年４月１日から施行する。

付　則

この学則は、平成19年４月１日から施行する。ただし、第82条の規定は、平成18年９月1日から適用する。

付　則

この学則は、平成19年9月１日から施行する。

付　則

1　この学則は、平成20年4月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、第８条及び第９条に規定する学期の区分について、平成19年度は別に定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成21年4月１日から施行する。

2　第45条の在籍料の徴収については、平成21年度の入学者から適用する。

付　則

この学則は、平成22年４月１日から施行する。

付　則

この学則は、平成23年４月１日から施行する。

付　則

1　この学則は、平成23年９月30日から施行する。

2　第44条の２の規定は、平成23年度在学の学生から適用する。

付　則

1　この学則は、平成24年４月１日から施行する。

付　則

1　この学則は、平成25年４月１日から施行する。

2　第12条の規定は、平成25年度の入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成26年４月１日より施行する。

2　第12条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成27年４月１日から施行する。

2　第12条の規定は、平成27年度の入学者から適用し、平成26年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成28年４月１日から施行する。

2　第12条の規定は、平成28年度の入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付　則

1　この学則は、平成29年４月１日から施行する。

2　第12条の規定は、平成29年度の入学者から適用し、平成28年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

3　第84条の規定は平成28年７月１日から適用する。

付　則

1　この学則は、平成30年４月１日から施行する。

2　日本工業大学工学部各学科は、平成30年４月から募集を停止し、平成30年３月31日現在当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在籍しなくなった時点で廃止する。なお、募集を停止する当該学部学科に在学する学生の取扱いについては、従前のとおりとする。

付　則

1　この学則は、平成31年４月１日から施行する。

2　第12条の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

3　工学部各学科は、平成30年４月から募集を停止し、当該学部学科に在学する者が、在籍しなくなった時点で廃止する。なお、当該学部学科に在学する学生の取扱いについては、第37条の規定を除き、従前の学則の定めるところによる。ただし、第39条第3号に規定する「復学・留年」を「留年」と読み替えて適用する。

付　則

1　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

2　第 12 条の規定は、令和２年度の入学者から適用し、平成 31 年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

付　則

1　この学則は、令和２年５月１日から施行する。

2　第13条の２の規定は、令和２年４月１日に在籍する学生から適用する。

付　則

１　この学則は、令和３年４月１日から施行する。
２　第12条の規定は、令和３年度の入学者から適用し、令和２年度以前の入学者については従前の学則の定めるところによる。

別表１（収容定員及び入学定員）

学部名	学科名	入学定員	収容定員
基幹工学部	機　械　工　学　科	２００名	８００名
	電気電子通信工学科	１７０名	６８０名
	応　用　化　学　科	８０名	３２０名
先進工学部	ロボティクス学科	１００名	４００名
	情報メディア工学科	２００名	８００名
建築学部	建　築　学　科	２５０名	１，０００名
計		１，０００名	４，０００名

別表２（授業科目及び単位数）

別表３（入学検定料）

費目	金額（円）	備考
入学検定料	30,000	ただし、大学入試センター試験を利用した入試の入学検定料については、15,000円とする。

別表４（学費）　（単位：円）

学部・学科			入学金	授業料	実験研究費	施設設備拡充費	備　考
基幹工学部	機械工学科	入学年次	224,000	980,000	111,000	252,000	
		2年次以降		980,000	120,000	300,000	
	電気電子通信工学科	入学年次	224,000	980,000	111,000	252,000	
		2年次以降		980,000	120,000	300,000	
	応用化学科	入学年次	224,000	980,000	111,000	252,000	
		2年次以降		980,000	120,000	300,000	
先進工学部	ロボティクス学科	入学年次	224,000	980,000	111,000	252,000	
		2年次以降		980,000	120,000	300,000	
	情報メディア工学科	入学年次	224,000	980,000	111,000	252,000	
		2年次以降		980,000	120,000	300,000	
建築学部	建築学科	入学年次	224,000	980,000	111,000	252,000	
		2年次以降		980,000	120,000	300,000	

入学金は、入学時。授業料、実験研究費、施設設備拡充費は年額。
年次とは、入学してからの年数を示す。